

大正大学と豊島区社会福祉事業団との連携に関する協定書

学校法人大正大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域福祉の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、互いの機能の向上を図るとともに、人材を育成し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、互いに連携・協力することとする。

2 甲は乙に次の事項について連携・協力を求めることができる。

- (1) 見学、実習、インターンシップ等の受入れ
- (2) 資格取得に係る実習教育の受入れ
- (3) 教育活動、研究活動への連携、協力
- (4) その他連携、協力を必要とする事項

3 乙は甲に次の事項について連携・協力を求めることができる。

- (1) 職員研修の協力
- (2) 福祉人材確保の協力
- (3) 事業に関する調査や研究への協力
- (4) その他連携、協力を必要とする事項

（連携推進会議）

第3条 前条に規定する事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関する事項は、別途定める。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に文書により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとする。その後も同じとする。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたときまたは本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙協議により定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有する。

平成 27 年 12 月 21 日

(甲) 豊島区西巢鴨 3-20-1
学校法人 大正大学

学長

大塚 伸



(乙) 豊島区西巢鴨 2-30-20
社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団

理事長

高橋 計之

